



徳之島町告示第 20 号

地域農業経営基盤強化促進計画（以下「計画」という。）を策定するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和 7 年 3 月 13 日

徳之島町長 高岡 秀規



1. 計画を策定する地域

手々地区 ， 山・金見地区 ， 花徳・轟木地区 ・母間地区 ， 下久志・旭ヶ丘・井之川地区 ， 神嶺地区 ， 亀徳・亀津北部地区 ， 亀津南部地区 ， 尾母・白井地区  
計 9 地区

2. 縦覧期間

自 令和 7 年 3 月 14 日（金）  
至 令和 7 年 3 月 28 日（金）

3. 縦覧場所

徳之島町亀津 7203 番地 徳之島町役場 農林水産課

4. 意見書の提出について

利害関係人は、計画の案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに徳之島町に意見書を提出することができる。